一 般 競 争 入 札 実 施 に 関 す る 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 4 月 25 日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長　　野田　直生

1　競争入札に関する事項
件　　名　　令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）
委託内容　　仕様書等による

2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（１）令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「 役務の提供等 」 の 「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」 又は 「Ｄ」等級に格付けされている者。
（２）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者。
（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない者。
（４）経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
（５）商法その他の法令の規定に違反した営業を行った者ではないこと。
（６）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
（７）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者（加入義務がないものを除く。）。
（８）労働基準法及び最低賃金法等の労働関係法令に違反していない者。
（９）入札書提出時において、過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者。

3　政府電子調達システムの利用
本案件は、政府電子調達システムにより執行する。
原則、入札は電子入札によること。
ただし、政府電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申出の上、紙入札方式（以下：紙入札）で参加することができる。

4　代理人をもって入札する場合
委任状が必要（未提出業者のみ）であり、入札参加申込みまでには当局へ提出すること。

5　入札関係書類
（１）配布方法　　福岡労働局ホームページからダウンロードが可能
（２）配布期間　　本公告の日から　令和7年5月7日(水)　まで
（３）参加申込書（証明書等）
①　紙入札の場合の提出　　書留郵便又は持参して下記12に提出すること。
②　提出期限　　令和7年5月2日(金)　17時00分まで
（４）入札書
①　紙入札の場合の提出　　書留郵便又は持参して下記12に提出すること。
②　提出期限　　令和7年5月8日(木)　10時00分まで

6　入札説明会
実施しない

7　競争執行の日時及び場所
（１）開札実施年月日時刻　　令和7年5月8日(木)　10時30分から
（２）開札実施場所　　福岡労働局　労働第二会議室(福岡合同庁舎新館５階)

8　入札保証金に関する事項　　免除

9　契約の手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

10　契約書作成の要否　　要
原則、契約書の締結は電子契約によること。

11　入札の無効
競争参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12　入札関係書類に関する問合せ先
〒812-0013　福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎新館５階
福岡労働局総務部　総務課　会計第三係
TEL：092-411-4745　　メール：fuk-keiyaku@mhlw.go.jp

13　その他
入札参加者は、入札説明書及び入札心得等を熟読し、内容承認の上参加すること。

入　札　説　明　書

「令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）」の入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、その他関係法令及び福岡労働局入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　　野田　直生

２　競争入札に付する事項

（１）件名

令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）

（２）委託内容等

別添『仕様書』による。

（３）契約履行期限等

別添『仕様書』による。

（４）契約履行場所

別添『仕様書』による。

（５）入札方法

最低価格落札方式による。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

①　入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する一切の諸経費を含めた１品目あたりの金額（以下「単価」という。）を見積るものとし、別添「仕様書」に示す予定数量を乗じた金額の総額を入札金額とする。

また、単価については、１円未満の小数点以下の位は不可とする。

なお、単価を別添「入札金額内訳書」に記入して「入札書」と併せて提出すること。（提出方法は、下記６及び福岡労働局入札心得を参照すること。）

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

③　契約金額は、別添「入札金額内訳書」に記載した単価とする。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除する。

（７）その他の事項

①本案件は、政府電子調達システムにより執行する。

原則、入札は電子入札によること。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加に係る理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

②契約書類の真正性の観点から、担当者から提出される契約関係書類については、事業者の決定であることを確約するとともに、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約の解除や違約金の徴取する場合があり得ることを了承すること。

３　競争参加資格

（１）令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」の「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者。

（２）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者。

（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない者。

（４）経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。

（５）商法その他の法令の規定に違反した営業を行った者ではないこと。

（６）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。

（７）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者（加入義務がないものを除く。）。

（８）労働基準法及び最低賃金法等の労働関係法令に違反していない者。

（９）入札書提出時において、過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者。

４　契約条項を示す場所等

（１）契約書作成の要否　　要
原則、契約書の締結は電子契約によること。

（２）契約条項を示す場所　別添「契約書（案）」のとおり、福岡労働局ホームページ（URL：https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/home.html）からダウンロード可能。

５　参加申込書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

（１）提出期限

令和7年5月2日(金)　　17時00分まで

（２）提出場所

〒812-0013　福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎新館５階
福岡労働局総務部　総務課　会計第三係
TEL：092-411-4745　　メール：fuk-keiyaku@mhlw.go.jp

（３）提出書類及び方法

①　共通事項

福岡労働局ホームページから当該『入札説明書』等をダウンロードした場合は、事前に必ず別添**『入札関係書類受領書』**をメールにて提出すること。

②　電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・ 一般競争入札参加申込書 ・ 一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・ 誓約書（役員一覧を添付） ・ 委任状 ※ 該当者のみ（「入札心得」を参照。）	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

③　紙入札による場合

提出書類	提出方法
・ 一般競争入札参加申込書 ・ 一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・ 誓約書（役員一覧を添付） ・ 委任状 ※ 該当者のみ（「入札心得」を参照。） ・ 紙入札業者登録票 ・ 紙入札方式による参加に係る理由書	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

④　その他

上記②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

６　入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。

（１）提出期限

令和7年5月8日(木)　　10時00分まで

（２）提出場所

上記５（２）に同じ。

（３）提出書類及び方法

①　電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・ 入札書 ※　書面による提出不要 ・ 入札金額内訳書	スキャナ等により電子データ化した「入札書別紙」を添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

②　紙入札による場合

提出書類	提出方法
・ 入札書 ・ 入札金額内訳書	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※　入札書は、封筒に入れた上で封をし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「令和〇年〇月〇日開札［入札件名］」と記入すること。

※　入札金額内訳書は、「入札書」と「入札金額内訳書」を、ホッチキス止め等により一体化させたものとすること。

7　開札日時及び場所

（１）開札日時

令和7年5月8日(木)　　10時30分から

（２）開札場所

福岡労働局　労働第二会議室

福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎新館５階

8　入札説明会

実施しない。

9　入札に関する質問の受付

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下に従い随時受け付けることとする。

文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

（１）質問方法

『入札関係書類受領書』の備考欄に記入する等の方法により、原則として書面（任意様式）により行うこととする。なお、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

（２）期限

上記６（１）に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の10時までとする。

（３）回答

質問に対する回答は、上記６（１）に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の17時までに行う。

（４）問合せ先

福岡労働局総務部　総務課　会計第三係

TEL：092-411-4745　　メール：fuk-keiyaku@mhlw.go.jp

福 岡 労 働 局 入 札 心 得

1　趣旨

福岡労働局の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（以下「利用規約」という。）に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2　入札説明書等

（1）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読の上入札しなければならない。

（2）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（3）入札者は、入札後、（1）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3　入札保証金及び契約保証金

厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4　入札の方法

入札者は、電子調達システムにより入札書を提出しなければならない。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加に係る理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札方式」という。）を行うことができる。

5　入札への参加

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類（参加申込書等）を各種提出期限までに提出しなければならない。

6　入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札書等の提出

（1）電子調達システムによる場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。

（2）紙入札方式による場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

書面による入札書は、封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「令和〇年〇月〇日開札」、［入札件名］と記入すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、入札書とホッチキス止め等により一体化させたものとすること。

8　入札書の提出等にかかる委任

（1）代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添「委任状（電子・紙入札業者共通）」（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。

また、委任期間については入札参加資格（全省庁統一資格）の有効期限を限度とする。

なお、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

（2）入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。

（3）委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。

（4）入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（5）復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

9　入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

①　競争に参加する資格を有しない者による入札
②　指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
③　委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
④　書面による入札において記名を欠く書類
⑤　金額を訂正した入札
⑥　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑦　入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
⑧　明らかに連合によると認められる入札
⑨　同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
⑩　入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
⑪　入札書の提出期限までに到着しない入札
⑫　その他入札に関する条件に違反した入札

10　入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。

11　開札

開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やかに行わなければならない。

再度の入札において落札者がいない場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。

12　落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、当該入札者の中から落札者を決定するものとする。

13　落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14　契約書の提出等

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印（電子契約書においては署名）し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

15　契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

16　入札結果（契約情報）の公表

（１）電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
（２）一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額等を福岡労働局ホームページに公表する。

17　人権尊重への取り組み

入札参加者は、上記７入札書等の提出をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（参考）予算決算及び会計令

第２節　一般競争契約

第１款　一般競争参加者の資格（第70条～第73条）
第２款　公告及び競争　　（第74条～第82条）
第３款　落札者の決定等　　（第83条～第93条）

第１款　一般競争参加の資格

（一般競争入札に参加させることができない者）

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

1 当該契約を締結する能力を有しない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

※　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（一般競争入札に参加させないことができる者）

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

入札関係書類受領書

【 メール 送 信 票 】

福岡労働局総務部　総務課　会計第三係　行

（メールアドレス：fuk-keiyaku@mhlw.go.jp　）

入 札 件 名	令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）	
参加入札方式 （いずれかに○）	電子入札	紙入札
受　領　日 （ダウンロード日）		
会　社　名		
担 当 者 名		
担当者電話番号		
担当者メールアドレス		
入札説明会 への参加希望 （いずれかに○）	希望する 日時の希望は　有（　月　日　時から）　無	希望しない
備　　考 （質問事項）		

※　入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記メールアドレスへ必ず送信して下さい。

※　急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書 （ 電子・紙入札業者共通 ）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

記

１　件名　　令和7年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託(単価契約)

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

（１）令和07・08・09年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級

「 役務の提供等 」　（　　）等級

（２）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。

はい　・　いいえ

（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。

はい　・　いいえ

（４）経営状態が著しく不健全であると認められる者ではない。

はい　・　いいえ

（５）商法その他の法令の規定に違反した営業を行った者ではない。

はい　・　いいえ

（６）資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではない。

はい　・　いいえ

（７）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない（加入義務がないものを除く。）。

はい　・　いいえ

（８）労働基準法及び最低賃金法等の労働関係法令に違反していない。

はい　・　いいえ

（９）入札書提出時において、過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない。

はい　・　いいえ

３　厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（１）から（４）までの内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（１）入札書提出時において、過去１年以内に、当社（私）又はその役員若しくは使用人が厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

（２）契約締結後、当社（私）又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

（３）事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。

（４）上記（１）から（３）までについて、本契約について当社（私）が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

※　初めて代理人（ＩＣカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合）にて参加する場合には、『委任状（電子・紙入札業者共通）』を提出すること。

委 任 状（電 子・紙 入 札 業 者 共 通）

受　任　者

所在地

商号又は名称

代理人氏名

私は、上記の者を代理人と定め、

物品の製造・物品の販売・役務の提供等について、下記事項の権限を委任します。

委　任　期　間　　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

委　任　事　項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 保証金の納付並びに還付の請求及び受領について

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

※　代理人ＩＣカード取得者の企業情報登録画面を印刷したものを本紙に添付すること。

紙 入 札 業 者 登 録 票

件名： 令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）

資格審査登録番号	
法人等名称	
法人等所在地	〒
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
連絡先事業所名称	
連絡先担当者氏名	
連絡先事業所所在地	〒
連絡先担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加者については、提出は不要。
※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。
※ 「部署名」は、代表者の所属部署が特段ない場合には空欄でもよい。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

紙入札方式による参加に係る理由書

貴局発注の、下記の入札案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

１　入札案件名

令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）

２　電子調達システムでの参加ができない理由

誓　約　書

□　私
□　当社
は、 下記１及び２のいずれにも該当しません。 また、 将来においても該当することはありません。
さらに、下記３についても契約条項を遵守することを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者
(1)　法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
(1)　暴力的な要求行為を行う者
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

３　契約条項の遵守
(1)　再委託先が子会社である場合も再委託として取り扱う等の、再委託の制限をはじめとした契約条項を遵守する。

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※個人の場合は代表者の生年月日を余白に記載すること。
※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（別添「役員一覧」に記載可）を添付すること。

役　員　一　覧

令和　　年　　月　　日現在

役　職	氏　名	生年月日

入　札　書　（紙入札業者用）

入札金額　￥

※消費税及び地方消費税は含まない。

※入札金額内訳書の合計金額を転記すること。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字３桁を下欄に記載すること。空欄の場合は、連絡先電話番号の末尾３桁を電子くじ番号とします。

【 件 名 】

令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）

福岡労働局入札心得を承諾の上入札します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

※本書には「入札金額内訳書」を必ず添付し、ホッチキス止め等を行った上提出すること。

入札金額内訳書

（ 件 名 ）令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）

（１）車検（予定台数：24台）

項目		車両重量	予定数量	単位	単価	金額
基本点検技術料	小型・普通	～1.5ｔ	9	台	円	円
	貨物	～1.5ｔ	1	台	円	円
	軽	～1.0ｔ	14	台	円	円
保安確認検査料	小型・普通	～1.5ｔ	9	台	円	円
	貨物	～1.5ｔ	1	台	円	円
	軽	～1.0ｔ	14	台	円	円
検査代行手数料	小型・普通	～1.5ｔ	9	台	円	円
	貨物	～1.5ｔ	1	台	円	円
	軽	～1.0ｔ	14	台	円	円
ブレーキフルード交換	小型・普通	～1.5ｔ	9	リットル	円	円
	貨物	～1.5ｔ	1	リットル	円	円
	軽	～1.0ｔ	14	リットル	円	円
小計①						円

（２）法定12か月点検（予定台数：25台）

項目		車両重量	予定数量	単位	単価	金額
基本点検技術料	小型・普通	～1.5ｔ	6	台	円	円
	軽	～1.0ｔ	19	台	円	円
小計②						円

（３）共通項目

項目		車両重量	予定数量	単位	単価	金額
エンジンオイル・オイルエレメント交換		全車両	147	リットル	円	円
ワイパーゴム	小型・普通	～1.5ｔ	30	本	円	円
	貨物	～1.5ｔ	2	本	円	円
	軽	～1.0ｔ	66	本	円	円
クーラント補充液		全車両	49	リットル	円	円
リヤハブロックナット		全車両	49	セット	円	円
小計③						円

入札金額（①＋②＋③）	円

※各項目の単価については、１円未満の小数点以下の位は不可とする。

※小計①、②、③の金額を合算した金額を入札金額とすること。

※消費税は含めないこと。

入札金額内訳書

【法定費用】　令和７年度中に車検期限をむかえる官用車の合計額を計上すること。（ただし、入札金額には算入しないこと。）

項目	予定数量	単位	金額
自動車重量税	24	台	円
自賠責保険料	24	台	円

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

3 利用開始方法

政府電子調達（GEPS（ジープス））を利用するには、環境の準備（政府電子調達（GEPS（ジープス））及び調達ポータル）、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備

調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達（GEPS（ジープス））及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達（GEPS（ジープス））では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者（認証局）が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達（GEPS（ジープス））では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達（GEPS（ジープス））をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書（申請フォーム）に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社（e-Probatio PS2 サービスに係る認証局）	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社（DIACERT-PLUSサービス）	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 （セコムパスポート for G-IDに係る認証局　タイプB（一般向け・属性型証明書））	×	○
株式会社帝国データバンク（TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局）	○	×
電子認証登記所（商業登記に基づく電子認証制度）	○※	○
株式会社トインクス （TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局）	○	×
日本電子認証株式会社（AOSignサービスに係る認証局）	○	×
地方公共団体情報システム機構（公的個人認証サービス）（マイナンバーカード）	○	×

※日本電子認証（法人認証カードサービス）

利用者登録

https://www.p-portal.go.jp/manuals

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する＞ 初めて利用する方＞ 電子証明書 ／ マイナンバーカード（代表者）」、または「利用者情報を管理する＞ 初めて利用する方 ＞電子証明書／マイナンバーカード（代理人）」をご確認ください。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/faq

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル ナビダイヤル 0570-000-683　IP電話等 03-4332-7803

受付時間：平日 9時00分～17時30分
（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達（GEPS）

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

調達ポータル　検索

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達（GEPS（ジープス））

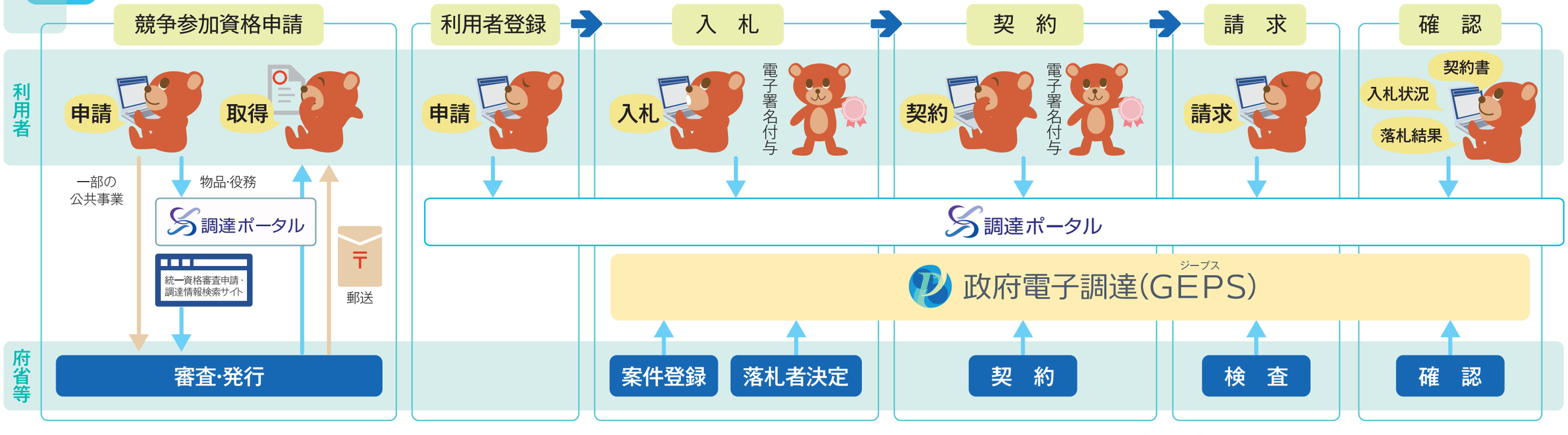

1 政府電子調達（GEPS（ジープス））とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品･役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達（GEPS（ジープス））を利用することにより、「物品･役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達（GEPS（ジープス））は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能※

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要※

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

仕様書

1　件名

令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定 12 か月点検等保守業務委託（単価契約）

2　契約期間

契約締結日から令和８年３月 31 日までとする。

3　目的

本件は、福岡労働局が保有する官用車について適正な検査及び点検を実施するとともに、必要とされる整備を実施し、官用車の安全運行の確保及び適切な維持管理を目的とする。

4　対象車両・数量等

別紙１『令和７年度官用車法定点検計画表』に記載されている車両 49 台

5　業務内容

（１）　点検等

① 別紙１『令和７年度官用車法定点検計画表』にある官用車の車検及び法定 12 か月点検[定期点検整備、継続検査、保安検査確認]（以下「車検等」という。）を行うこと。

② 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

③ 継続検査とは、法第 62 条に基づく検査とする。

④ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

⑤ ラテラルロットの取り付け部の腐食及びドライブシャフト部の腐食並びにドライブシャフト部にダイナミックダンパが接続されてあれば、その接続部の腐食についての目視点検を行い、車検等の点検料に含むものとする。なお、ラテラルロット及びドライブシャフトに腐食の疑いがある場合は、レッドチェック（材料の非破壊検査法の一種。浸透深傷検査）を行うこと。レッドチェックの点検について費用が発生する場合は、後記（４）②のとおり取り扱うものとする。

（２）　交換取換え

① 車検等の際は、エンジンオイル（ガソリン車は SN 品質以上【API 規格】）とオイルエレメントの交換を必ず行うこと。

② 車検時のブレーキフルードの交換は、ブレーキオイル代金及び交換代金を含むものとすること。

③ クーラント補充液及びワイパーゴムについては、次回の点検等の時期までに走行に支障が生じる場合のみ交換を行うこと。

④ 交換するオイルや部品等は、全て新品とすること。

（３） 事前通知、引取り及び納車

① 車検切れとならないように有効期間満了日１か月前までに書面等で該当官署へ通知すること。

② 点検等の実施日時等は、①の書面を発送後に該当官署の担当者と打合わせること。

③ 車両の保管場所は、別紙２『官署所在地一覧表』のとおりであるので、該当官署へ引き取りに行き、点検等終了後に該当官署へ納車すること。車両の引取り、納車は、原則として開庁日の９時から 17 時までに行うこと。

④ 車両の引取りから納車までに生じた事故等による損害については、全て受託者の負担とする。

⑤ 車両の引取りから納車までの期間は、車検については５日間、法定 12 か月点検については２日間を目途とする。

⑥ 受託者は、納車時に点検結果を該当官署の担当者に説明するとともに、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出し、確認を受けること。点検整備記録簿には、交換に使用したエンジンオイルの製品名及び API 規格の表示を行うこと。

（４）その他の留意事項

① 継続検査申請の手数料については、免除とする（法第 102 条【手数料の納付】により、国及び独立行政法人については、手数料が免除される。）。また、申請に必要な継続検査申請書は、受託者が自己の負担で用意すること。

② 本契約に定めのない部品の交換及び修理等（車検等の整備上、又は車両の安全な走行を確保するために必要な整備）が発生した場合は、別途契約を行うため、車検等を行う前に該当官署の担当者へ見積書を提出し、指示を待つこと。

③ 車検において、自動車重量税及び自賠責保険料の納付及び加入の手続は、受託者が行うこと。

④ 契約期間中に『令和７年度官用車法定点検計画表』を送付するため、次年度に車検等の対象となる車両を選定し、「重量税」及び「自賠責保険料」を算定すること。その結果については電子データ及び紙媒体で福岡労働局総務課会計第三係の担当者へ提出すること。

⑤ 点検等の対象車両については、あくまで予定であるため、台数が増減することがあることを了承すること。

⑥ 点検等終了後に、車内の粉じん等のごみの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除等の車内清掃を行うこととし、その費用は、車検等の点検料に含めること。

６ 入札・契約

（１） 本契約は、車両の規格及び重量ごとの次の項目による単価契約とする。

① 車検

ア 基本点検技術料

イ 保安確認検査料

ウ 検査代行手数料

エ ブレーキフルード交換

② 法定12か月点検

ア　基本点検技術料

③ 共通項目

ア　エンジンオイル・オイルエレメント交換

イ　クーラント補充液

ウ　ワイパーゴム

エ　リヤハブロックナット

※共通項目のイ、ウ、エについては、検査時に必要と認められる場合のみとする。

（２） 入札金額

① 『入札金額内訳書』の項目ごとに単価を積算し、その単価に予定数量を乗じた金額（税抜き）の合計額（税抜き）をもって入札金額とする。

② 予定数量は、あくまでも予定であるため、増減することがあることを了承すること。

③ 法定費用については入札金額には算入しないが、『令和７年度官用車法定点検計画表』により、令和７年度中に車検期限となる車両の自動車重量税と自賠責保険料の合計額を積算すること。

7　再委託について

再委託の要件については、別紙３『再委託についての要件』のとおり

8　代金の請求及び支払について

（１）当方の検査職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。

（２）請求書の宛名は、「官署支出官　福岡労働局長」とし、余白に振込先金融機関を記載すること。

（３）代金の請求（請求書の提出）は、１か月ごとに契約内容を全て履行した後に遅滞なく行うこととする。請求書は、支払勘定ごと（一般会計、労災勘定、雇用勘定、徴収勘定）に単価契約内、単価契約外に分けて作成すること。詳細については、契約締結後に説明を行う。

（４）当方の支払は、適法な請求書を受理後、３０日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

（５）請求書の提出先は、福岡労働局総務部総務課会計第一係（092-411-4743）とする。

9　その他

（１） 本契約で知り得た事項は、守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。

（２） 落札者は、仕様内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札及び契約担当部署

〒812－0013

福岡市博多区博多駅東２－11－１　福岡合同庁舎新館５階

福岡労働局　総務部　総務課　会計第三係　前田

ＴＥＬ：092-411-4745　　Ｅmail：fuk-keiyaku@mhlw.go.jp

別紙１

令和7年度官用車法定点検計画表

局整理番号	所属名	配置部署名	会計	社名	車　種	種別	用途	登録番号	ナンバー区分	総排気量 (cc)	排気量区分	乗車定員 (人)	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)	自動車排出ガス規制									エコカー減免適用車	登録年月日	取得年月日	取得年度	車検年度	車検有効期限			令和７年度
															型式記号(3桁車用)			排出ガス規制年			ハイブリッド車	低排出ガス認定								
															1桁目	2桁目	3桁目	H12基準	H17基準	H19基準								年	月	日	
	福岡労働局	労働基準部	一般	トヨタ	カローラアクシオ	普通	乗用	福岡502ま4656	5	1,790	4	5	1,200	1,475	D	B	A		○			低排出		H22.6.16	H22.6.17	22年度	R7年度	7年	6月	15日	
1	福岡労働局	総務部	一般	トヨタ	プリウス	普通	乗用	福岡301め2708	3	1,790	4	5	1,350	1,625	D	A	A		○		○	ハイブリッド	○	H23.3.10	H23.3.11	22年度	R7年度	8年	3月	9日	車検
2	田川署		一般	ニッサン	ピノ	軽	乗用	北九州580さ6893	5	650	1	4	740	960	D	B	A		○			低排出		H20.3.7	H20.3.11	19年度	R8年度	9年	3月	7日	12か月点検
3	直方署		一般	ニッサン	デイズ	軽	乗用	筑豊580て2697	5	650	1	4	840	1,060	D	B	A		○			低排出	○	H28.3.16	H28.3.18	27年度	R8年度	9年	3月	15日	12か月点検
4	八女署		一般	ダイハツ	ブーン	小型	乗用	久留米500ひ2724	5	1,290	3	5	930	1,205	D	B	A		○			低排出		H17.3.22	H17.3.24	16年度	R7年度	8年	3月	21日	車検
5	福岡中央所		一般	ニッサン	ピノ	軽	乗用	福岡580ち7629	5	650	1	4	740	960	D	B	A		○			低排出		H20.3.7	H20.3.11	19年度	R8年度	9年	3月	6日	12か月点検
6	飯塚所		一般	ニッサン	マーチ	小型	乗用	筑豊500に3218	5	1,240	3	5	960	1,235	D	B	A		○			低排出		H19.3.28	H19.3.28	18年度	R7年度	8年	3月	27日	車検
7	八幡所	若松出張所	一般	ミツビシ	ミニカ	軽	乗用	北九州580く4687	5	650	1	4	760	980	D	B	A		○			低排出		H19.2.21	H19.2.23	18年度	R7年度	8年	2月	20日	車検
8	八幡所		一般	ニッサン	ピノ	軽	乗用	北九州580さ4781	5	650	1	4	740	960	D	B	A		○			低排出		H20.2.18	H20.2.19	19年度	R8年度	9年	2月	17日	12か月点検
9	八幡所		一般	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	北九州581あ2739	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H29.2.17	H29.2.21	28年度	R7年度	8年	2月	16日	車検
10	小倉所		一般	ニッサン	ADバン	小型	貨物	北九州400た574	4	1,240	3	5	1,120	1,530	D	B	E		○			低排出		H22.2.12	H22.2.15	21年度	R7年度	8年	2月	11日	車検
11	小倉所		一般	ニッサン	ピノ	軽	乗用	北九州580さ4779	5	650	1	4	740	960	D	B	A		○			低排出		H20.2.18	H20.2.19	19年度	R8年度	9年	2月	17日	12か月点検
12	小倉所	門司出張所	一般	ニッサン	ピノ	軽	乗用	北九州580さ6892	5	650	1	4	740	960	D	B	A		○			低排出		H20.3.7	H20.3.11	19年度	R8年度	9年	3月	8日	12か月点検
13	田川所		一般	ニッサン	ピノ	軽	乗用	筑豊580か8947	5	650	1	4	740	960	D	B	A		○			低排出		H20.3.7	H20.3.11	19年度	R8年度	9年	3月	20日	12か月点検
	福岡東所		一般	ミツビシ	ミニカ	軽	乗用	福岡580さ8191	5	650	1	4	760	980	D	B	A		○			低排出		H19.2.28	H19.3.2	18年度	R7年度	8年	2月	27日	
14	福岡南所		一般	ニッサン	マーチ	小型	乗用	福岡502て763	5	1,240	3	5	960	1,235	D	B	A		○			低排出		H19.9.19	H19.9.19	19年度	R8年度	8年	9月	18日	12か月点検
15	福岡労働局	労働基準部	労災	ダイハツ	ミラバン	軽	貨物	福岡480け7693	4	650	1	4	710	1,020	G	B	D			○		低排出		H22.3.25	H22.3.25	21年度	R7年度	8年	3月	24日	車検
16	福岡中央署		労災	ニッサン	ラティオ	普通	乗用	福岡503て6371	5	1,190	3	5	1,030	1,305	D	B	A		○			低排出	○	H26.6.23	H26.6.25	26年度	R7年度	7年	6月	22日	車検
17	福岡中央署		労災	ニッサン	デイズ	軽	乗用	福岡581こ8419	5	650	1	4	830	1,050	D	B	A		○			低排出	○	H26.6.23	H26.6.25	26年度	R7年度	7年	6月	22日	車検
18	大牟田署		労災	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	久留米580め3283	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H28.7.11	H28.7.14	28年度	R7年度	7年	7月	10日	車検

令和7年度官用車法定点検計画表

別紙１

19	大牟田署		労災	ニッサン	ティーダ ラティオ	普通	乗用	久留米500め2430	5	1,490	3	5	1,100	1,375	D	B	A		○			低排出		H20.6.17	H20.6.17	20年度	R7年度	7年	6月	16日	車検
20	久留米署		労災	ニッサン	デイズ	軽	乗用	久留米580ひ9464	5	650	1	4	830	1,050	D	B	A		○			低排出	○	H26.7.9	H26.7.11	26年度	R7年度	7年	7月	8日	車検
21	久留米署		労災	ミツビシ	ランサー	普通	乗用	福岡502つ5546	5	1,460	3	5	1,130	1,405	D	B	A		○			低排出		H19.7.31	H19.8.2	19年度	R8年度	8年	7月	30日	12か月点検
22	久留米署		労災	ニッサン	デイズ	軽	乗用	久留米580む4515	5	650	1	4	840	1,060	D	B	A		○			低排出	○	H28.3.14	H28.3.16	27年度	R8年度	9年	3月	13日	12か月点検
23	北九州西署		労災	ニッサン	ラティオ	普通	乗用	北九州501ね8882	5	1,190	3	5	1,030	1,305	D	B	A		○			低排出	○	H26.6.23	H26.6.25	26年度	R7年度	7年	6月	22日	車検
24	田川署		労災	ニッサン	デイズ	軽	乗用	筑豊580た8578	5	650	1	4	830	1,050	D	B	A		○			低排出	○	H26.6.23	H26.6.25	26年度	R7年度	7年	6月	22日	車検
25	直方署		労災	ミツビシ	ランサー	普通	乗用	筑豊500な7065	5	1,460	3	5	1,130	1,405	D	B	A		○			低排出		H18.7.20	H18.7.21	18年度	R7年度	7年	7月	19日	車検
26	福岡東署		労災	ニッサン	マーチ	小型	乗用	福岡503な2008	5	1,190	3	5	940	1,225	D	B	A		○			低排出	○	H26.12.24	H26.12.26	26年度	R7年度	7年	12月	23日	車検
27	福岡東署		労災	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	福岡581ち3889	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H27.7.14	H27.7.16	27年度	R8年度	8年	7月	13日	12か月点検
28	福岡東署		労災	スズキ	アルト	軽	乗用	福岡581む3587	5	658	3	4	650	870	D	B	A					低排出	○	H30.9.26	H30.9.28	30年度	R7年度	7年	9月	25日	車検
29	福岡労働局	総務部	雇用	スズキ	スイフト	小型	乗用	福岡503ね3880	5	1,242	3	5	1,000	1,275	D	B	A		○			低排出		H28.1.5	H28.1.7	27年度	R8年度	9年	1月	5日	12か月点検
	福岡労働局	総務部	雇用	ニッサン	マーチ	小型	乗用	福岡503つ6744	5	1,190	3	5	940	1,215	D	B	A		○			低排出	○	H26.3.13	H26.3.17	25年度	R8年度	9年	3月	13日	
30	飯塚所		雇用	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	筑豊580つ2607	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H27.6.9	H27.6.11	27年度	R8年度	8年	6月	8日	12か月点検
31	大牟田所		雇用	ダイハツ	ミラバン	軽	貨物	久留米480き8479	4	650	1	4	720	1,030	H	B	D				○			H23.6.24	H23.6.27	23年度	R7年度	7年	6月	23日	車検
32	大牟田所		雇用	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	久留米580ま6122	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H27.6.17	H27.6.19	27年度	R8年度	8年	6月	16日	12か月点検
33	八幡所	黒崎駅前庁舎	雇用	スズキ	アルト	軽	乗用	北九州581え2169	5	658	1	5	650	870	D	B	A					非該当		H30.3.9	H30.3.13	29年度	R8年度	9年	3月	8日	12か月点検
34	八幡所		雇用	ニッサン	マーチ	小型	乗用	北九州501ぬ4378	5	1,190	3	5	940	1,215	D	B	A		○			低排出	○	H25.7.12	H25.7.19	25年度	R8年度	8年	7月	11日	12か月点検
35	久留米所		雇用	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	久留米580も9582	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H29.3.8	H29.3.9	28年度	R7年度	8年	3月	7日	車検
36	久留米所		雇用	ニッサン	デイズ	軽	乗用	久留米580む4516	5	650	1	4	840	1,060	D	B	A		○			低排出	○	H28.3.14	H28.3.16	27年度	R8年度	9年	3月	13日	12か月点検
37	久留米所	大川出張所	雇用	ダイハツ	ミラバン	軽	貨物	久留米480か2014	4	650	1	4	710	1,020	G	B	D				○			H21.6.17	H21.6.19	21年度	R7年度	7年	6月	21日	車検
38	小倉所		雇用	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	北九州580ゆ8025	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H28.7.15	H28.7.28	28年度	R7年度	7年	7月	14日	車検
39	小倉所	門司出張所	雇用	ニッサン	デイズ	軽	乗用	北九州580や8107	5	650	1	4	840	1,060	D	B	A		○			低排出	○	H28.3.15	H28.3.17	27年度	R8年度	9年	3月	14日	12か月点検

令和7年度官用車法定点検計画表

別紙１

40	小倉所	門司出張所 港湾労働課	雇用	スズキ	アルト	軽	乗用	北九州581う4894	5	658	1	5	650	870	D	B	A					非該当		H29.11.30	H29.12.1	29年度	R8年度	8年	11月	29日	12か月点検
41	直方所		雇用	ニッサン	デイズ	軽	乗用	筑豊580て2696	5	650	1	4	840	1,060	D	B	A		○			低排出	○	H28.3.16	H28.3.18	27年度	R8年度	9年	3月	15日	12か月点検
42	田川所		雇用	スズキ	アルト	軽	乗用	筑豊580な8447	5	658	1	5	650	870	D	B	A					非該当		H30.3.5	H30.3.7	29年度	R8年度	9年	3月	4日	12か月点検
43	田川所		雇用	スズキ	ワゴンR	軽	乗用	筑豊580つ2963	5	658	3	4	780	1,000	D	B	A					低排出		H27.6.19	H27.6.23	27年度	R8年度	8年	6月	18日	12か月点検
44	行橋所	豊前出張所	雇用	ニッサン	デイズ	軽	乗用	北九州580む5937	5	650	1	4	830	1,050	D	B	A		○			低排出	○	H27.2.2	H27.2.5	26年度	R7年度	8年	2月	1日	車検
45	行橋所		雇用	ニッサン	マーチ	小型	乗用	北九州501に8097	5	1,198	3	5	950	1,225	D	B	A		○			低排出	○	H25.2.25	H25.2.26	24年度	R7年度	8年	2月	24日	車検
46	福岡南所		雇用	ニッサン	デイズ	軽	乗用	福岡581さ2829	5	650	1	4	830	1,050	D	B	A		○			低排出	○	H26.7.23	H26.7.25	26年度	R7年度	7年	7月	22日	車検
47	福岡西所		雇用	スズキ	アルト	軽	乗用	福岡581ほ7276	5	658	1	5	650	870	D	B	A					非該当		H30.3.5	H30.3.8	29年度	R8年度	9年	3月	4日	12か月点検
48	福岡労働局	総務部	徴収	ニッサン	ティーダ ラティオ (ｼﾙﾊﾞｰ)	普通	乗用	福岡502は5903	5	1,490	3	5	1,110	1,385	D	B	A		○			低排出		H21.6.30	H21.7.3	21年度	R8年度	8年	6月	29日	12か月点検
49	福岡労働局	職業安定部	徴収	ニッサン	マーチ	小型	乗用	福岡503み1371	5	1,198	3	5	950	1,225	D	B	A		○			低排出		H30.3.1	H30.3.5	29年度	R8年度	9年	2月	28日	12か月点検

官署所在地一覧表

別紙２

官　署　名	略　称	郵便番号	住　　所	電話番号
福岡労働局　総務部　総務課	総務部	812-0013	福岡市博多区博多駅東２－１１－１ 福岡合同庁舎新館５階	092-411-4861
福岡労働局　労働基準部　監督課	基準部	812-0013	福岡市博多区博多駅東２－１１－１ 福岡合同庁舎新館４階	092-411-4862
福岡労働局　職業安定部	安定部	812-0013	福岡市博多区博多駅東２－１１－１ 福岡合同庁舎新館６階	092-434-9801
福岡中央労働基準監督署	福岡中央署	810-0072	福岡市中央区長浜２－１－１	092-761-5605
大牟田労働基準監督署	大牟田署	836-0034	大牟田市小浜町２４－１３	0944-53-3987
久留米労働基準監督署	久留米署	830-0037	久留米市諏訪野町２４０１	0942-33-7251
北九州西労働基準監督署	北九州西署	806-0034	北九州市八幡西区岸の浦１－５－１０ 八幡労働総合庁舎３階	093-622-6550
田川労働基準監督署	田川署	825-0013	田川市中央町４－１２	0947-42-0380
直方労働基準監督署	直方署	822-0017	直方市殿町９－１７	0949-22-0544
八女労働基準監督署	八女署	834-0047	八女市稲富１３２	0943-23-2121
福岡東労働基準監督署	福岡東署	813-0016	福岡市東区香椎浜１－３－２６	092-661-3770
福岡中央公共職業安定所	福岡中央所	810-8609	福岡市中央区赤坂１－６－１９	092-712-8609
飯塚公共職業安定所	飯塚所	820-8540	飯塚市芳雄町１２－１	0948-24-8609
大牟田公共職業安定所	大牟田所	836-0047	大牟田市大正町６－２－３	0944-53-1551
八幡公共職業安定所	八幡所	806-8509	北九州市八幡西区岸の浦１－５－１０ 八幡労働総合庁舎２階	093-622-5566
八幡公共職業安定所 黒崎駅前庁舎	黒崎駅前庁舎	806-0021	北九州市八幡西区黒崎３－１５－３ コムシティ６階	093-622-5566
八幡公共職業安定所 若松出張所	若松出張所	808-0034	北九州市若松区本町１－１４－１２	093-771-5055
久留米公共職業安定所	久留米所	830-8505	久留米市諏訪野町２４０１	0942-35-8609
久留米公共職業安定所 大川出張所	大川出張所	831-0041	大川市小保６１４－６	0944-86-8609
小倉公共職業安定所	小倉所	802-8507	北九州市小倉北区萩崎町１－１１	093-941-8609
小倉公共職業安定所 門司出張所	門司出張所	800-0004	北九州市門司区北川町１－１８	093-381-8609
小倉公共職業安定所 門司出張所　港湾労働課	港湾労働課	801-0853	北九州市門司区東港町６－４９	093-321-0064
直方公共職業安定所	直方所	822-0002	直方市大字頓野３３３４－５	0949-22-8609
田川公共職業安定所	田川所	826-8609	田川市弓削田１８４－１	0947-44-8609
行橋公共職業安定所	行橋所	824-0031	行橋市西宮市５－２－４７	0930-25-8609
行橋公共職業安定所 豊前出張所	豊前出張所	828-0021	豊前市大字八屋３２２－７０	0979-82-8609
福岡南公共職業安定所	福岡南所	816-8577	春日市春日公園３－２	092-513-8609
福岡西公共職業安定所	福岡西所	819-8552	福岡市西区姪浜駅南３－８－１０	092-881-8609

別紙３

再委託についての要件

第１　再委託について

（１）契約者は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

（２）委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

（３）契約者は、再委託する場合には、様式１により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が５０万円未満の場合は、この限りでない。

（４）契約者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

（５）契約者は、委託業務の一部を再委託するときは、契約者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第２　再委託先の変更

契約者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第３項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第３　履行体制

（１）契約者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を発注者に提出しなければならない。

（２）契約者は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

・事業参加者の住所の変更のみの場合。

・契約金額の変更のみの場合。

（３）前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、契約者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※　上記で記載した様式及び別紙については、契約締結後、契約書に添付する。

契　約　書（案）

発注者　支出負担行為担当官　福岡労働局総務部長　野田　直生（以下「甲」という。）と
受注者　（事業所名）　（代表者役職名）　（代表者名）（以下「乙」という。）
とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

（契約の趣旨）
第１条　「令和７年度福岡労働局官用車車検及び法定12か月点検等保守業務委託（単価契約）」について、甲と乙とは本契約を締結し、別添『仕様書』等に基づき信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

（契約金額）
第２条　本契約は、単価契約による契約とし、契約単価は、別紙『契約金額単価表』のとおりとする。
２　予定数量は、別添『仕様書』に記載した数量とする。
ただし、数量について後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。
３　当該契約完了に要するすべての費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）
第３条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（契約内容）
第４条　契約内容は、すべて別添『仕様書』のとおりとし、契約履行期間、契約履行場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。
一　契約履行期間　　契約締結日から令和８年３月31日までとする。
二　契約履行場所　　別添『仕様書』のとおり。
三　検査場所　　契約履行場所に同じ

（検査）
第５条　乙は、１か月分の業務委託が終了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
２　甲は、通知を受けた日から１０日以内に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。
３　検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。

（代金の支払）
第６条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、１か月ごとの精算払いにより代金の支払を請求することができる。
２　甲は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。
３　甲が、約定期間内に契約金額の支払いが完了しない場合は，期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、年２．５％の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は，約定期間に算入しない。
４　前項により計算した遅延利息が１００円未満の場合は，これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に１００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（危険負担）
第７条　この契約の給付が、甲又は乙の責に帰さない事由により給付されない場合の危険は、第５条第２項に規定する検査完了までは乙が負担し、検査完了後は甲が負担するものとする。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）
第８条　甲は、委託業務が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
２　前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し、履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から１年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。
３　乙が第１項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第１項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第１項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

（検査の遅延）
第 9 条　甲がその責に帰すべき事由により、第５条第２項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第６条第３項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第 10 条　この契約によって生ずる権利又は義務は、第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）にこれを承継してはならない。

（損害賠償）
第 11 条　乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
2　乙は、この契約の履行に着手後、第１２条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
3　甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（契約の解除）
第 12 条　甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
2　甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。なお、第３号から第４号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
一　乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
二　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
三　甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。
四　第１７条の規定に違反したとき。
3　甲は、乙について民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
4　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（解除に係る違約金）
第 13 条　乙は、前条第２項の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を甲に納入すること。また、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。
2　甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）
第 14 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
三　競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
四　乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
五　第３項の規定による報告を行わなかったとき。
2　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
3　乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）
第 15 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

五　前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

2　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第 16 条　乙が第１３条、第１５条及び第２７条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３．０％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

2　前項により計算した遅延利息が１００円未満の場合は，これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に１００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（秘密の保持）

第17条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

（再委託）

第 18 条　乙は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2　委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

3　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が５０万円未満の場合は、この限りでない。

4　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

5　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第 19 条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第３項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第 20 条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2　乙は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

一　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

二　事業参加者の住所の変更のみの場合。

三　契約金額の変更のみの場合。

3　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（属性要件に基づく契約解除）

第 21 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）
第 22 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第 23 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
2　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第 24 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
2　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（厚生労働省所管法令違反に関する報告）
第 25 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

（厚生労働省所管法令違反に関する契約解除）
第 26 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
二　乙が、本契約締結以前に甲に提出した厚生労働省所管法令に関する申告に虚偽があったことが判明したとき。
三　乙又はその役員若しくは使用人が、第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
2　本契約の再委託先については、第23条の規定を準用する。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）
第 27 条　前条の規定により、甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
2　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3　第一項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約解除に基づく損害賠償）
第 28 条　甲は、第１２条第２項、同条第３項、第１４条、第２１条、第２２条、第２４条第２項及び第２６条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
2　乙は、甲が第１２条第２項、同条第３項、第１４条、第２１条、第２２条、第２４条第２項及び第２６条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第 29 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）
第 30 条　本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。
2　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し）
第 31 条　契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業労働者の人件費が最低賃金額を下回った場合は、双方協議の上で、適切な価格での契約の変更を行うことができるものとする。

（存続条項）
第 32 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第６条第３項、第８条、第１１条、第１３条、第１５条、第１６条、第１７条、第２３条、第２７条、第２８条、第３０条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として、本証書２通を作成し双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

令和　年　月　日

甲　福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長　野田　直生　（印）

乙　（事業所所在地）
（事業所名）
（代表者役職名）　（代表者名）　（印）

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長　殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

履行体制図変更届出書

契約書第２０条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

別紙１

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所

・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）

・各事業参加者の行う業務の範囲

・業務の分担関係を示すもの